

令和3年度生産緑地に係る都市計画について

●生産緑地地区指定面積増減推移

川口市では平成4年から指定を開始。

さらに県の指針を受けて、平成19年から追加指定を行っている。

当初指定の平成4年以降土地の所有者の死亡や主たる従事者の故障に起因する指定の解除地区及び追加地区以外は、現在指定後29年が経過している。

令和3年都市計画決定変更
469地区 120.65ヘクタール

平成4年 → 令和3年

地区数 △136地区

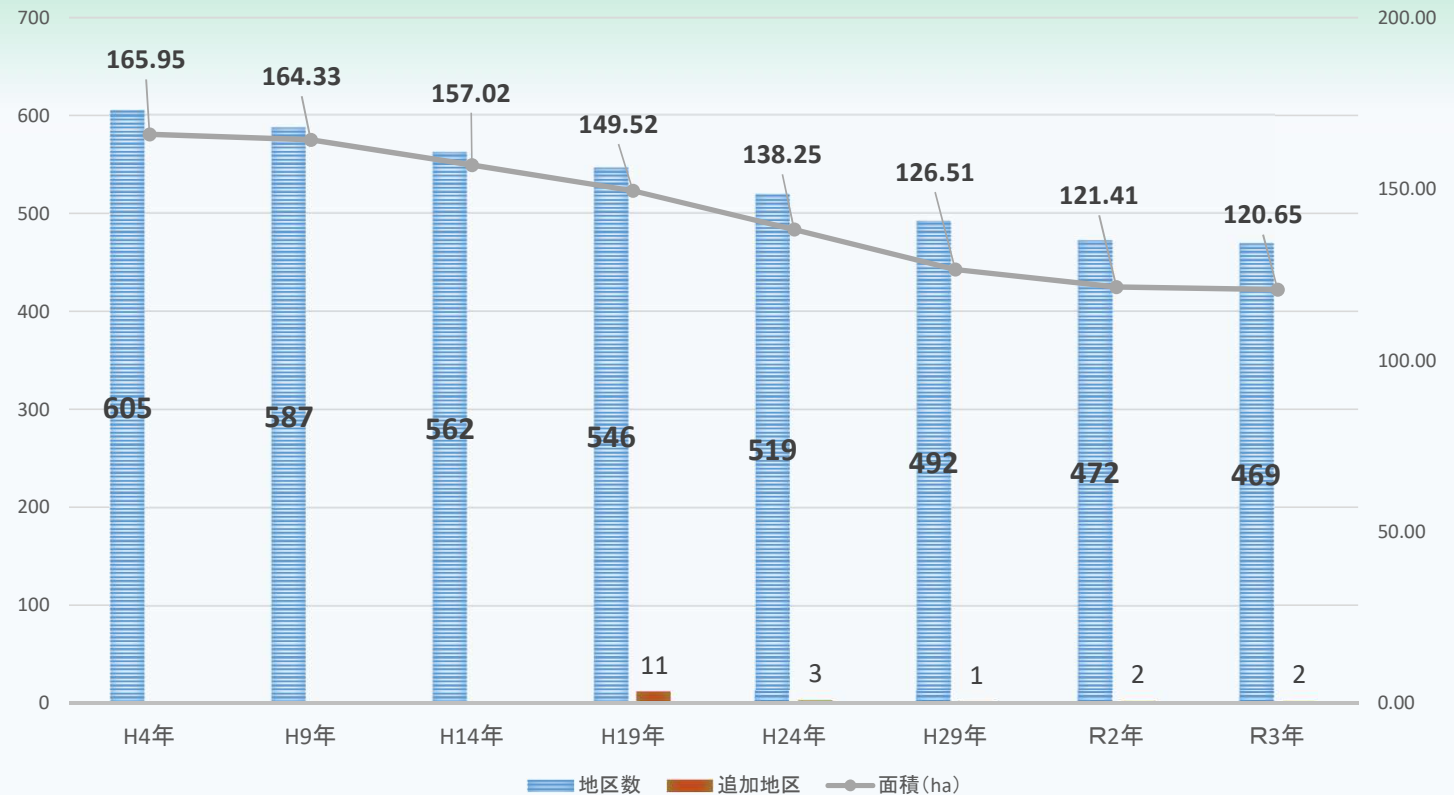
△ 22.5%減少

面積 △ 45.3ヘクタール

△ 27.3%減少

資料3 議題(2)その他①

生産緑地(地区・面積)の推移



令和3年度特定生産緑地指定について

当初指定後30年を経過することとなる生産緑地の土地所有者は、市町村長に対し、買取り申出がいつでも可能な状態となります。30年経過後もこれまでと同じ税制特例措置が受けられるよう、10年ごとに指定を更新できる特定生産緑地制度が創設されました。

この制度は30年を経過する前に農地所有者等の同意を得て、市が特定生産緑地へ指定することで、同じ税制特例措置を受けたまま、指定を10年ごとに延長できることとなります。

令和3年度 スケジュール

令和2年度に引き続き、指定手続きに際して、個別に対面方式で事前審査会を設けるとともに、戸別訪問を行い、特定生産緑地の制度や申請に係る質問に対応しました。

	内容
7/1～9/30	特定生産緑地指定事前審査会
10/1～11/16	特定生産緑地指定申請受付
10/1～12/1	申請書類審査
12/1～12/24	現地確認
2月10日(予定)	都市計画審議会 意見聴取
3月下旬(予定)	特定生産緑地指定(公示)
R4 12/10～	特定生産緑地として効力発生

※未申請の箇所については引き続き申請受理中

資料4 議題(2)その他②

特定生産緑地 指定面積

当初指定後30年を経過する生産緑地(全体面積)

113.53ha(※平成5年指定面積0.66ha含む)

令和2年度指定済面積 57.33ha

令和3年度指定予定面積 32.24ha(※平成5年指定面積0.27ha含む)

合計面積(予定) 89.57ha

<地区ごとの指定面積等>

地区	平成4年・平成5年指定面積(ha)	特定生産緑地指定面積(ha)	進捗率
南平地区	0.48	0.25	約52%
新郷地区	14.87	11.75	約79%
神根地区	33.52	25.87	約77%
芝地区	2.4	1.85	約77%
安行地区	46.75	35.77	約77%
戸塚地区	10.72	10.16	約95%
鳩ヶ谷地区	4.79	3.92	約82%
合計	113.53	89.57	約79%

※平成4年、平成5年合計面積(令和3年12月1日時点)